

徳島県告示第491号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次の1のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の2により縦覧に供する。

令和8年10月2日

徳島県知事 後藤 田 正 純

（津田加入区）

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

徳島市津田町一丁目15-15 麻植 正章
同 津田本町三丁目1-77-2 東 修平

(2) 加入区

津田加入区

(3) 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

徳島市漁業協同組合
徳島市辰巳漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和8年10月2日から同月16日まで

(2) 縦覧場所

徳島市津田町一丁目1-11
徳島市漁業協同組合
徳島市津田町一丁目10番50-3号
徳島市辰巳漁業協同組合

（徳島市第一加入区）

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

徳島市中前川町五丁目1-127 仁木 直一
同 春日町二丁目5-58-2 和田 純一

(2) 加入区

徳島市第一加入区

(3) 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

徳島市第一漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和8年10月2日から同月16日まで

(2) 縦覧場所

徳島市北田宮一丁目10番2号
徳島市第一漁業協同組合

(渭東加入区)

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

徳島市南沖洲二丁目 6－58 別所 昌廣
同 1－27 増田 成廣

(2) 加入区

渭東加入区

(3) 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

渭東漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和8年10月2日から同月16日まで

(2) 縦覧場所

徳島市南沖洲五丁目 5－81

渭東漁業協同組合